

## 東大和市観光キャラクター「うまべえ」の着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東大和市（以下「市」という。）の観光キャラクター「うまべえ」の着ぐるみ等（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すことにより、市及び「うまべえ」のPR又は市の地域の活性化及び産業の推進を目的として使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出品目)

第2条 貸出しする品目は以下のとおりとする。

- 1 着ぐるみ一式（着ぐるみ本体、送風機、配線コード、ベスト、操作棒、収納袋）
- 2 バッテリー2台
- 3 バッテリー充電器1台
- 4 名札
- 5 マニュアル1冊
- 6 収納用キャスターケース
- 7 CD

(使用基準)

第3条 貸出しの対象行事は、次の各号に該当するものとし、使用は行事の主催団体及び主催者とする。

- (1) 市が主催または共催するもの。
  - (2) 市の観光推進及び地域の活性化につながると認められるもの。
  - (3) 市内産業（農、商、工業等）の振興につながると認められるもの。
  - (4) 上記以外で、市長が適当と判断するもの。
- 2 前各号に該当する行事のうち、次の各号に該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しない。
- (1) その活動が法令に違反するとき。
  - (2) 公序良俗に反するおそれのあるとき。
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するとき。
  - (4) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反する内容のとき。
  - (5) 公職の候補者（当該候補者となろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するとき。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるとき。
  - (7) 宗教性のあるとき。
  - (8) 個人の氏名の周知を目的とするとき。
  - (9) その他市長が適当でないとき。

(貸出申込)

第4条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という）は、貸出

しを受けようとする日から起算して15日前までに、貸出申請書(第1号様式)を市に提出するものとする。

(貸出の承認)

第5条 市は、申請が適当と認められる場合、貸出承認通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。適当と認められない場合は貸出不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。ただし、市側の管理運営上必要があるときは、緊急に承認の取消し又は変更を行う。この場合、承認取消及び変更通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(受領及び返却)

第6条 申請者は、原則として市より直接着ぐるみを受取り、使用後は速やかに返却することとする。

2 貸出しに伴う搬入及び搬出は、申請者が行うものとする。

3 着ぐるみの受取り及び返却はスポーツ観光課で行う。

(貸出期間)

第7条 貸出し期間は、原則として1週間以内とする。ただし、汚損等により修繕等を要する場合は、この限りでない。

(禁止事項)

第8条 申請者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 借用の権利を、第三者に譲渡、転貸、又は管理を委託すること。

(2) 申請時に承認された内容以外での使用すること。

(3) 火気の使用及び危険物周辺での使用すること。

(4) 雨天時屋外での使用等、汚損の可能性を有する環境での使用すること。

(5) その他、別紙取扱いに関する注意事項に反すること。

(損害の負担)

第9条 申請者の故意又は過失等により着ぐるみを汚損又は紛失した場合、申請者は市が指定する修繕費等を負担するものとする。

なお、修繕及びクリーニング先等については、市が指定する。

また、使用責任者は汚損及び紛失届(第5号様式)を市に速やかに提出しなければならない。

(免責)

第10条 次に掲げる損害については、申請者の負担とする。

(1) 着ぐるみに起因することで第三者に生じた損害。

(2) 着ぐるみの使用により、申請者が被った損害。

(3) 第5条の規定により、貸出しの不承認及び取消しにより生じた申請者の損害。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日一部改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日一部改正）  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 取扱いに関する注意事項

- 【着ぐるみ一式】 ①着ぐるみ本体、②送風機・配線コード、③ベスト  
④操作棒2本、
- 【付属部品】 ①名札1枚、②バッテリー2台、③バッテリー充電器1台  
④マニュアル1冊、⑤収納袋、⑥収納バッグ、⑦キャリー  
⑧CD（テーマソング入り）

### 1、貸出時

職員立会いのもと着ぐるみの状態を確認し、返却時、職員から汚損・破損の指示を受けた場合には、貸出要綱第9条に基づき原状に復して頂きます。

### 2、装着前

- ・介添人は2名必要です。
- ・本体全体がボア生地のため、装着の際は必ず敷きもの等を敷いて、地面に直接置かないよう注意してください。
- ・バッテリーが充電されているか確認してください。充電器につなげて、充電器の針が左に触れていれば充電されている状態です。また送風機が正常に動くかを確認してください。送風機は本体から取り外さないでください。
- ・控室を用意してください。人目に触れる場所で着脱しないでください。
- ・土足で着用しないでください。
- ・子どもが装着することはやめてください。

### 3、装着

- ・本着ぐるみは、本体に送風機を装着し、内部に空気を送り込んで膨らませるタイプの着ぐるみです。
- ・着ぐるみ着用者（以下「着用者」という。）は身長160cm以下の方をお願いします。
- ・初めにベストを着てください。着る前に裏面のバッテリーポケットにバッテリーを装着してください。
- ・本体を広げます。足の部分を確認してください。足にはサンダルが付いていますので、靴を脱いで足を入れてください。ベストを着用した状態で着ぐるみの中に入り、足を固定します。
- ・ベストの肩部分に前後及び横の吊り紐固定用バックルがあります。本体の吊り紐を左右前後横それぞれ固定してください。吊り紐はAが腰部前側から、Bが腰部後ろ側から、Cが肩部両脇から出ています。
- ・送風機とバッテリーを配線コードでつないでください。送風機のプラグの向きを確かめてバッテリーのソケットに差し込みます。スイッチ部分をベスト右脇のスイッチ押さえでとめてください。
- ・頭から着ぐるみをかぶり後ろのファスナーを閉めてください。

- ・送風機のスイッチを入れて膨らましてください。エアー漏れ等確認してください。
- ・本体左前に名札を付けてください。マジックテープで装着できます。
- ・着用者は声を出さないでください。イメージ統一のためご協力願います。
- ・会場の気温、天候等を考慮し、水分補給や頭部等の冷却など、十分な暑さ対策を取ってください。
- ・バッテリーは連続90分使用可能ですが、一般的な着用時間は30分です。使用状況により変動しますのでご注意ください。

#### 4、着用時

- ・歩行補助、外部の案内のため介添人が必要です。
- ・介添人は、着用者の死角部分に小さい子どもが入った場合、特に安全に配慮してください。
- ・着用者は、無理な動き、体勢をしないでください。
- ・時間を考慮して着用してください。
- ・食べ物や飲み物をもっている人が近くにいる際は着ぐるみに付かないよう注意してください。化粧に関しても注意してください。
- ・段差、階段等注意が必要な場合は、着用者に伝えてください。また、足元の悪い場所、水たまり等は避けてください。
- ・介添人は着ぐるみから離れないでください。着ぐるみに外部から強い衝撃を加えたり、着用者がつまづいて転んでしまったり、不慮の事故を防ぐためです。
- ・介添人が着用者を呼ぶ際は必ず「うまべえ」と呼んでください。

#### 5、使用后

- ・汗をかいた場合、濡れてしまった場合は部屋干し等により乾かしてください。
- ・足裏は濡れ雑巾等で拭いて、乾かしてください。
- ・汚れが付いた場合は、濡れ雑巾を固く絞りやさしくふき取ってください。
- ・使用したバッテリーは充電してください。
- ・汚れ等によりクリーニングが必要になった場合は、市が指定する業者でクリーニングしてください。
- ・収納時は丁寧に取扱い、たたみじわをつけないでください。